

クリエイイト通信

2010年
2月号

大阪市西区西本町 1-13-38
西本町新興産ビル 7F
クリエイイトオフィス 深田
社会保険労務士 深田美代子
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505
<http://www.create-f.jp/>

【会社の車両管理について】

自動車を使用して業務を行う会社も多いと思います。その際、社用車と私有車の区別はきちんとついているでしょうか？社用車はもっぱら業務に使用する目的のために会社が所有する車のことです。一方私有車は、主に通勤に使用するための社員が所有する車のことをいいます。しかし、しばしばこれらが混在して使用されていることがあり、いざ事故が起こった際には会社に膨大な賠償責任が降りかかることがあります。

そもそも会社には、社員が業務執行中に自動車事故を発生させ第三者に損害を与えたときには、使用者である会社が責任を負う義務があります。これらは民法に定める「使用者責任」や自動車損害賠償保障法に定める「運行供用者責任」に定められていることによります。この使用者責任を回避するためには、「事故を発生させた社員の選任や監督に相当な注意を払っていたこと」や「相当な注意を払っていても事故が生じたこと」を会社が立証する必要があります。例えば免許証の更新期限が切れている社員が社有車を運転していた場合や、自動車任意保険に未加入の状態でも私有車通勤をしていた場合などを会社が知らない状態であると、先述の使用者責任を免れることが難しくなります。

そのために車両管理規程や私有車の通勤利用に関する規程などを定めて、車両使用に関する会社のスタンスを明確化することや、社員から必要書類を提出させるなどの最低限の管理を行う必要があります。

| | 業務使用 | 通勤利用 | 私的利用 |
|-----|------|------|------|
| 社有車 | ○ | × | × |
| 私有車 | × | △ | ○ |

△・・・原則禁止で会社が認めた場合のみ可能

《ポイント》

- ・ 上記表に基づき、社有車と私有車を使い分ける
- ・ 社有車運転者には誓約書と免許証のコピー等を提出させる
- ・ 私有車運転者には誓約書と免許証・任意保険証券・車検証のコピー等を提出させる



また最近では自転車の事故も増えていきますので、自転車使用に関する事項も忘れず定めておきましょう。